平成 24 年 10 月 24 日

各　位

会 社 名　　住友商事株式会社
代表者名　　取締役社長　　中村　邦晴
（コード番号：８０５３　東証第一部）
問合せ先　　広報部長　　林　正俊
（TEL. ０３－５１６６－３１００）

会 社 名　　ＫＤＤＩ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　田中　孝司
（コード番号：９４３３　東証第一部）
問合せ先　　総務・人事本部長　村本　伸一
（TEL. ０３－６６７８－０９８２）

株式会社ジュピターテレコムの株券等に対する公開買付けに関するお知らせ

住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）及びＫＤＤＩ株式会社（以下「KDDI」といいます。）は、平成 24 年 10 月 24 日開催の取締役会において、株式会社ジュピターテレコム（ＪＡＳＤＡＱ：コード番号:4817、以下「対象者」といいます。）の共同運営に関して住友商事と KDDI との間で株主間契約（以下「本件株主間契約」といいます。）を締結し、本件株主間契約に基づき、以下のとおり、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えていること等一定の条件が満たされた場合に、KDDI と、住友商事及び KDDI が同数の議決権を保有することになる会社（商号：ＮＪ株式会社（予定）、以下「ＮＪ」といいます。また、KDDI とＮＪをあわせて「公開買付者ら」といい、公開買付者らと住友商事をあわせて「公開買付者ら等」といいます。）とが共同で対象者が発行する普通株式及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを対象として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。なお、本日現在、本公開買付けの開始時期は未定ですが、公開買付者らは、平成 25 年２月上旬ころまでには本公開買付けを開始することを目指しております。本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせします。

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

住友商事及び KDDI は、現在、それぞれ対象者の発行済普通株式総数（平成 24 年６月 30 日現在：6,947,813 株）の 39.98%（2,777,912 株）と 30.71%（2,133,797 株）を保有しておりますが、平成 24 年 10 月 24 日開催のそれぞれの取締役会において、対象者の非上場化及び対象者に対する住友商事及び KDDI の議決権保有比率をそれぞれ 50%ずつとすることを目的として、対象者の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを対象として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定いたしません。そのため、本公開買付けにおいては、応募のあった全ての株券等の買付け等を行いますが、住友商事及び KDDI が保有する対象者の議決権数を同数とするために、応募のあった株券等のうち、(i)(a)住友商事と KDDI の保有議決権数が同数になるまでの数（644,115 株）の普通株式については、全て KDDI が買付け等を行

い、(b)それを超える数の普通株式については、全てＮＪが買付け等を行い、(ii)本新株予約権については、全てＮＪが買付け等を行います。

また、本公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えていること、対象者取締役会において本公開買付けに賛同し対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の意見表明決議が行われ（なお、対象者によれば、対象者は、以下のとおり本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。）、また、本公開買付けに関連して対象者が設置した第三者委員会が、対象者の取締役会に対して上記意見表明を行うことが相当である旨の答申を行い、それらが公表されていること、住友商事及び KDDI に、本件株主間契約上の重要な表明保証違反や重大な義務違反がないこと、対象者又は対象者の子会社の財政状態、経営成績又はキャッシュフローに重大な悪影響を与える事由又は事象が生じていないこと等、本件株主間契約に定められる所定の事項を条件として開始いたします。

なお、対象者は平成 24 年 10 月 24 日付で「住友商事株式会社及びＫＤＤＩ株式会社らによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明についてのお知らせ」を公表しておりますが、対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

但し、対象者によれば、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本日現在、平成 25 年２月上旬ころまでに開始することが目指されていることから、上記対象者取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、下記「（４）②対象者における独立した第三者委員会の設置」のとおり対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成 24 年 10 月 23 日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び、かかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

上記対象者取締役会決議は、下記「（４）⑤　利害関係を有しない対象者の取締役全員の承認及び監査役全員の同意」記載の方法により決議されているとのことです。

本公開買付けにおいて買付け等をする株券等の種類は以下のとおりです。

① 普通株式

② 新株予約権

イ 2006 年株式報酬型新株予約権
ロ 2007 年株式報酬型新株予約権
ハ 2008 年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）
ニ 2009 年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）
ホ 2009 年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）
ヘ 2010 年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）
ト 2010 年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）
チ 2011 年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）
リ 2011 年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）
ヌ 2012 年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）
ル 2012 年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）

本公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えた後、実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、公開買付者らは平成 25 年２月上旬ころまでには本公開買付けを開始し、平成 25 年３月末までには決済を完了することを目指しております。なお、国内外の競争法当局における手続には一定の時間がかかることが予想されますが、本日現在、当該手続に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、進捗状況につきましては、遅くとも平成 25 年２月上旬を目処にお知らせする予定です。

本公開買付けの公開買付期間は、原則として 30 営業日とする予定です。

なお、住友商事及び KDDI は、本公開買付けに先立ち、以下の方法によりＮＪの設立等の手続を行う予定です。

① KDDI は、本件株主間契約に従い、ＮＪを KDDI の完全子会社として設立する。
② KDDI は、本件株主間契約に従い、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えた後速やかに、KDDI が保有するＮＪの発行済株式総数の 50%に相当する株式を住友商事に譲渡する。

本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（但し、対象者が保有する自己新株予約権を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、住友商事及び KDDI は、本公開買付けに応募された株券等の数にかかわらず、本公開買付け後に、住友商事、KDDI 及びＮＪ、又は住友商事及び KDDI が、対象者の発行済株式（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得するための手続（詳細は、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおりです。）を実施する予定です（本公開買付け及びその後の住友商事、KDDI 及びＮＪ、又は住友商事及び KDDI が、対象者の発行済株式（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的とする一連の取引を、以下「本非公開化取引」といいます。）。

なお、本非公開化取引に際して必要となる資金については、ＮＪについてはＮＪが金融機関等から借入れを行い、必要に応じ、住友商事及び KDDI がそれぞれ 50%の割合で連帯保証を提供する予定であり、KDDI については、自己資金及び/又は金融機関等からの借入れによって賄う予定です。

本非公開化取引の概要については、添付資料「ストラクチャー図」もあわせてご参照ください。

（２）本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等

住友商事は、メディア・ライフスタイル分野において幅広いビジネスを展開しておりますが、メディア事業については、昭和59年に新規事業として進出して以来25年以上にわたり、日本における当該事業の普及・拡大に取り組んでまいりました。その中でも、特に多チャンネルケーブルテレビサービス・高速インターネットサービス・固定電話サービスをワン・ストップでお客様に提供するケーブルテレビ事業と、ケーブルテレビ、衛星放送向けの専門チャンネル運営事業については、メディア事業の中核と位置付け、これまで積極的に資本や人材などの経営資源を投下してまいりました。ケーブルテレビ事業については、平成７年１月に日本で初めて複数のケーブルテレビ局を統括運営（Multiple System Operator）する対象者を設立、住友商事の経営資源を継続的に投下し、その成長を牽引してきました。平成17年３月には、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるＪＡＳＤＡＱ市場スタンダード（以下、「ＪＡＳＤＡＱ市場」といいます。）への上場に株主として同意し、住友商事グループの保有する幅広い経営資源を対象者に提供することを通して、対象者の持続的な成長に貢献するとともに、日本におけるケーブルテレビ業界の発展にも貢献できるよう、努力を続けて参りました。平成19年９月には、住友商事が中核事業として運営してきた専門チャンネル運営会社である株式会社ジュピターTVの事業の主要な部分である専門チャンネル事業を対象者が統合することに同意し、そのことによりメディア事業の強化を図り、また、平成22年４月、公開買付けを実施し、今日まで対象者の筆頭株主として対象者を支援、運営してまいりました。

KDDIは、「au」ブランドのもと、移動体通信（au携帯電話）事業と固定通信（ブロードバンド・インターネット/電話）事業の双方を提供する唯一の総合通信事業者としてシームレスにつながる新しい通信環境の実現に努めています。KDDIのケーブルテレビ事業への取り組みは、平成10年に子会社を通じたケーブルテレビの高速インターネットのサービスに始まり、平成17年にはケーブルテレビ向け固定電話サービス「ケーブルプラス電話」の提供を開始しました。ケーブルプラス電話は現在では90社173局のケーブルテレビ事業者と提携し、

約180万世帯のお客様にご利用いただくまでになり、ケーブルテレビ業界の事業発展に寄与できるように取り組んで参りました。平成18年には国内第２位のケーブルテレビ統括運営会社(MSO)であるジャパンケーブルネット株式会社（以下「JCN」といいます。）へ出資を行い(平成19年には連結子会社化)、ケーブルテレビ事業の経営に本格的に参加し、また、平成23年７月には業界３位のMSOである株式会社コミュニティネットワークセンターに資本参加して、中部地区のケーブルテレビ事業に取り組んでおります。対象者には、平成22年２月に出資を行い、住友商事と共同で対象者の事業の運営、及び拡大を支援してまいりました。

日本の有料多チャンネル放送市場は、ケーブルテレビ、衛星多チャンネル放送、IP放送で構成されており、その全体市場規模は今後もゆるやかな成長が見込まれるものの、中期的なトレンドは、成長ステージから成熟化ステージへの移行が進んでいくと思われます。一方、競争環境は、ケーブルテレビ、衛星多チャンネル放送、IP放送間の競合に加え、スマートフォン、タブレット端末等の新たなデバイスの普及、インターネットによる多様なサービスの拡大、顧客のライフスタイルの変化等の環境変化により、新たなサービスが出現してきており、それらサービス提供者との競争も含め、一層競争が激化していくと思われます。これらの事業環境、競争環境の変化を反映し、ケーブルテレビ事業者を含む有料多チャンネル事業者、メディア事業者、インターネットサービス事業者等の間での、業種を超えた提携等が加速し、産業構造の変化も予見されるステージとなっていくと見られております。

日本の固定ブロードバンド市場についても有料多チャンネル市場と同様、今後もゆるやかな成長が見込まれるものの、中期的なトレンドは、成長ステージから成熟化ステージへの移行が進んでいくと思われます。また、近年、無線インターネットの高速化が著しく進んでおり、固定ブロードバンド事業と無線インターネット事業の競合、あるいは、両事業の融合・補完による新たなサービス形態の創出など、業界の転換点にあると思われます。加えて、多様なサービスが展開される中、顧客のニーズも変化しており、顧客の利用機会、利用目的にあったサービスが必要とされる時代となりつつあります。

平成22年６月、住友商事、KDDI及び対象者の３社間でアライアンスの検討に関する覚書を締結し、住友商事とKDDIは、対象者の企業価値向上を図るために最大限の協力を行うことで合意しました。この合意にもとづき、住友商事は、メディア・リテイル・ネットワーク関連事業等の広範な事業基盤と対象者との連携強化を更に進め、長年に亘り経営を主導してきた子会社であるアスミック・エースエンタテインメント株式会社の株式を対象者に譲渡し、対象者の独自コンテンツ開発戦略に資する取り組みなどを進めてきました。KDDIは、上記アライアンスの合意に基づき、平成22年８月から関西地区において、対象者とお互いのサービスを相互に販売するクロスセルを開始し、営業面で対象者とのアライアンスの拡大に取り組みました。また、平成22年12月からはKDDIの関連会社であるUQコミュニケーションズ株式会社のWiMAXインフラを利用（MVNO）した無線インターネットサービスを対象者が提供し、さらに、平成23年４月からはKDDIの「ケーブルプラス電話」のプラットフォームを活用した「J:COM PHONE プラス」が開始され、現在では68万世帯の対象者のお客様にご利用いただくまでに成長いたしました。また、平成24年２月からは利用者が急増しているスマートフォンと対象者の固定通信サービス（インターネット、固定電話）を組み合わせた割引サービスである「auスマートバリュー」を開始し、対象者の多くのお客様にご利用いただくなど、顧客基盤の拡大に繋がる各種施策を進めています。一方、インフラ面でも、平成24年３月からは、全国五大都市圏に展開する対象者のサービスエリアを結ぶ中継回線のKDDI IPコア網への移行を開始しており、対象者のサービスの信頼性向上とコスト削減に取り組んでいます。

このたび、住友商事とKDDIは、上記の事業環境見通しを踏まえ、対象者の競争優位性を維持・向上させ、お客様に満足いただける高品質のサービスを永続的に提供することを通じて対象者の持続的な成長を実現するためには、３社のアライアンスを更に深化させ、両社が保有する経営資源をより積極的に投下することで、一層のスピード感を持って取り進めることが極めて重要であるという認識に至り、本非公開化取引を実施し、両社の出資比率を50%:50%として対象者について対等に共同経営を行うことが最善であるという結論となりました。

本公開買付け後、対象者は、住友商事及びKDDIの共同経営体制へ移行し、その後、所定の手続を経て、非

上場化を行う予定です。非上場化後の対象者の経営においては、迅速且つ柔軟に各種戦略の策定と実行を行い、また、両社による共同経営の精神に則り両社の持つ経営資源を対象者に投入することにより、対象者の永続的な企業価値の向上を図る所存です。

具体的には、対象者が現在、推進している地域密着サービス強化によるコミュニティーサービスパートナー、メディア・コンテンツ事業強化による総合メディア事業グループへの転換という中期的な方針を維持しつつ、対象者がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後に KDDI 傘下の JCN を対象者に統合する方針であり、双方のケーブルテレビ事業統合による事業規模の拡大と持続的な成長を推進する予定です。また、加えて、住友商事は、平成７年の対象者の設立以来培ってきた所轄官庁、(社) 日本ケーブルテレビ連盟、事業エリアにおける地方自治体及び地元株主等、対象者事業のステークホルダーの皆様等との良好な関係並びに経験豊富な人的資源の提供も引き続き維持しつつ、事業進出以来 20 年以上に亘る放送・映画分野も含めたメディア業界における知見、リテイル・IT・不動産等の多様な事業領域との連携の深耕を通じて、また、KDDI は、これまで KDDI が培ってきたケーブルテレビ事業における経営資源を対象者に提供するとともに、移動通信・固定通信の両方を併せ持つ総合通信事業者として、シームレスにつながる新しい通信環境を実現する技術開発力を、対象者のサービス開発に活用し、最先端のスマートフォンと連携した新しい映像放送サービスの体験を対象者がお客様に提供していくことを一層支援して、対象者の更なる飛躍を目指しこれまで以上の成長を実現させる所存です。

なお、対象者は本公開買付終了後、KDDI の連結対象会社となる予定です。

一方、対象者によれば、対象者は、平成 24 年９月 28 日、住友商事及び KDDI から、本公開買付け及び下記「(５) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のその後に予定された一連の手続 (以下「本取引」と総称します。) を実施する意向についての初期的な概要説明を受け、対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所、財務アドバイザーとして三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。) を選任したとのことです。その後、住友商事及び KDDI は、対象者に対して、平成 24 年 10 月 15 日付で、本取引に関する書面による提案書 (以下「平成 24 年 10 月 15 日付提案書」といいます。) を提出し、本取引についての説明を行っております。

対象者は、「(４) ③　対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券より、平成 24 年 10 月 23 日付で対象者の普通株式の株式価値算定書 (以下「本株式価値算定書」といいます。) を受領し、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、同日付で本取引に際して適用される本公開買付価格が対象者の株主 (公開買付者ら等及びそれらの関係会社を除きます。) にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオン (以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。) を取得し、その内容の説明を受けているとのことです。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券からは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けているとのことです。

そして、対象者によれば、対象者は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、下記「(４) ②対象者における独立した第三者委員会の設置」記載の第三者委員会の答申内容、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容等を踏まえ、慎重に協議・検討したとのことです。

対象者によれば、対象者は、上記の協議・検討を踏まえ、本日開催の取締役会において、本取引を実施することにより、(i)JCN と対象者のケーブルテレビ事業の統合による事業規模の拡大、住友商事及び KDDI の経営資源の有効活用、住友商事及び KDDI のメディア業界を含めた多様な事業領域との連携深耕等により、対象者の企業価値の向上に資すると考えられること、(ii)本公開買付価格は、本株式価値算定書における DCF 分析による算定結果のレンジに含まれ、当該算定結果の中間値付近にあり、かつ、市場株価分析及び類似企業比較分析による算定結果のレンジの上限を上回っていること、対象者の株主 (公開買付者ら等及びそれらの関係会社を除きます。) にとって財務的見地から妥当である旨の意見書 (本フェアネス・オピニオン) を取得していること、対象者の市場株価に対して、本取引と同種の事案におけるプレミアム水準に照らし遜色ないプレミアムが付されていることから、本公開買付価格は、妥当なものであり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。また、本新株予約権についても、

本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権１個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の保有者に対して合理的な新株予約権売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

（３）住友商事と KDDI との間の対象者の共同経営に関する合意について

住友商事と KDDI とは、対象者の共同運営等に関し、本件株主間契約を締結しております。

住友商事及び KDDI は、本公開買付けの決済の完了後の対象者の経営体制について、本件株主間契約において、住友商事及び KDDI が、それぞれ同数の対象者の取締役、監査役及び代表取締役の指名権を有するものと定めており、本公開買付けの決済の完了後は、住友商事及び KDDI による出資比率 50:50 の共同経営体制としていくことを予定しております。

なお、対象者が非上場化されるまでは、大阪証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たす者１名を対象者の監査役に選任する予定です。

なお、住友商事及び KDDI は、対象者がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後に、対象者を存続会社とし、ＮＪを消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を実施する予定です。また、上記「（２）本公開買付けの背景、目的及び本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」に記載のとおり、住友商事及び KDDI は、対象者がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後に、KDDI 傘下の JCN を対象者に統合する方針であり、対象者と JCN のケーブルテレビ事業統合による事業規模の拡大と持続的な成長を推進する予定です。かかる対象者による JCN の統合に関する具体的な条件については、本公開買付け終了後に対象者との協議を開始する予定ですが、住友商事及び KDDI は、対象者がその全部取得条項付普通株式の全てを取得した後速やかに（当該取得後約 2 ヶ月後程度を目途に）、対象者による JCN の統合を行うことを予定しております。

（４）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

住友商事及び KDDI は、平成 24 年 10 月 24 日現在、合計して対象者の普通株式に係る総議決権の過半数を保有しております。また、対象者の取締役のうち、２名が KDDI の代表取締役を、１名が住友商事の代表取締役を、１名が住友商事の役職員をそれぞれ兼務しており、また、対象者の監査役のうち、１名が KDDI の役職員を、１名が住友商事の役職員をそれぞれ兼務しているなど、対象者の役員の一部は住友商事及び KDDI と一定の利害関係を有しています。このような状況を踏まえ、住友商事及び KDDI 並びに対象者は、本公開買付けにおける対象者の普通株式及び本新株予約権の買付価格の公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

①　公開買付者ら等における本公開買付けの公正性を担保するための措置

住友商事及び KDDI は、本公開買付けに至る意思決定過程における恣意性を排除するため、住友商事がゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）に対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、長島・大野・常松法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、KDDI がＪＰモルガン証券株式会社（以下「Ｊ．Ｐ．モルガン」といいます。）に対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、西村あさひ法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

住友商事 は、住友商事及び KDDI が同数の議決権を保有することになるＮＪを通して、KDDI と合わせて本公開買付け及び本非公開化取引を実施し、住友商事は本非公開化取引後に対象者の議決権の半数を保有することとなります。そのため、住友商事は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付

価格」といいます。）を決定するに当たり、住友商事、対象者及びKDDIから独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成した平成24年10月24日付の株式価値算定書（以下「GS算定書」といいます。）をゴールドマン・サックスより受領しております。なお、本新株予約権の買付価格はGS算定書の対象には含まれておりません。本公開買付価格である対象者の普通株式１株当たり金110,000円は、ゴールドマン・サックスが行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、KDDI及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、決定されたものです。ゴールドマン・サックスによる財務分析及びGS算定書の詳細は下記「２．買付け等の概要」の「（４）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。なお、ゴールドマン・サックスは住友商事、対象者及びKDDIの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本件株主間契約に従い、ＮＪは本新株予約権に係る公開買付けを行う予定ですが、本新株予約権の買付価格はゴールドマン・サックスが行った対象者の株式価値の財務分析及びGS算定書の対象には含まれておりません。

KDDIは、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、KDDI、対象者及び住友商事から独立した第三者算定機関であり、KDDIの財務アドバイザーでもあるＪ．Ｐ．モルガンに、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、Ｊ．Ｐ．モルガンが作成した平成24年10月23日付の株式価値算定書（以下「JPM算定書」といいます。）をＪ．Ｐ．モルガンより受領しております。なお、本新株予約権の買付価格はJPM算定書の対象には含まれておりません。本公開買付価格である対象者の普通株式１株当たり金110,000円は、Ｊ．Ｐ．モルガンが行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し、及び過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また住友商事及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、決定されたものです。Ｊ．Ｐ．モルガンによる財務分析及びJPM算定書の詳細は下記「２．買付け等の概要」の「（４）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。

また、KDDIは、Ｊ．Ｐ．モルガンから、一定の前提条件の下、本公開買付価格がKDDIにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

なお、Ｊ．Ｐ．モルガンは、KDDI、対象者及び住友商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、本件株主間契約に従い、ＮＪは本新株予約権に係る公開買付けを行う予定ですが、本新株予約権の買付価格の公正性はＪ．Ｐ．モルガンのフェアネス・オピニオンの対象には含まれておりません。

なお、本公開買付けに関する平成24年10月20日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられますが、本公開買付価格である対象者の普通株式１株当たり110,000円は、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成24年10月19日の対象者株式のＪＡＳＤＡＱ市場における普通取引終値の82,700円に対して約33.0％（小数点以下第二位を四捨五入、以下同じ）、平成24年10月19日から遡る過去１ヶ月間（平成24年９月20日から平成24年10月19日まで）の普通取引終値の単純平均値79,824円に対して約37.8％、同過去３ヶ月間（平成24年７月20日から平成24年10月19日まで）の普通取引終値の単純平均値78,961円に対して約39.3％、同過去６ヶ月間（平成24年４月20日から平成24年10月19日まで）の普通取引終値の単純平均値81,028円に対して約35.8％のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、住友商事及びKDDIが本公開買付価格を決定した前営業日である平成24年10月23日の対象者株式のＪＡＳＤＡＱ市場における普通取引終値の112,700円に対して約2.4％のディスカウントをした金額となります。

② 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、平成 24 年 10 月９日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、(i)対象者、住友商事及び KDDI のいずれからも独立性の高い弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する委員により構成される第三者委員会を設置すること、(ii) 第三者委員会に対して、(a) 本公開買付けについて、対象者取締役会が賛同の意見を表明すべきか否か、及び、賛同する場合に、本公開買付けへの応募を推奨するとの意見を表明すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b) 本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見表明の決定並びに本公開買付け後に対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施の決定を対象者取締役会が行うことが、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下「本件委嘱事項」といいます。）を諮問すること、並びに、(iii) 第三者委員会の委員は３名とし、委員は弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する者で、対象者、住友商事及び KDDI のいずれからも独立性の高い者から選任することを前提とした上で、委員の選定を出席取締役のうち比較的最近まで住友商事又は KDDI の役職員であった山添亮介取締役及び中井芳紀取締役を除く青木智也取締役、福田峰夫取締役及び加藤徹取締役の３名に一任することを決議したとのことです。かかる決議に基づき、青木取締役、福田取締役及び加藤取締役は、対象者、住友商事及び KDDI のいずれからも独立性の高い弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する複数の委員候補者の中から、全員一致で、弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である国谷史朗氏、早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授である服部暢達氏並びに株式会社ミオアンドカンパニー及びオクト・アドバイザーズ株式会社代表取締役である三尾徹氏を第三者委員会の委員として選任とし、第三者委員会を設置したとのことです。

第三者委員会においては、平成 24 年 10 月 15 日付提案書の受領後、平成 24 年 10 月 15 日に第１回目の委員会が開催され、その後同月 23 日までの間に、合計５回の委員会が開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討が行われたとのことです。かかる第三者委員会における協議及び検討に際しては、①対象者に対し対象者の事業計画及び本取引の対象者企業価値に与える影響等についての説明が求められ、これらについての質疑応答が行われたこと、②三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、③住友商事及び KDDI に対し、３回にわたり質問書が送付され、これに対する回答が行われたこと、④対象者及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から公開買付価格についての住友商事及び KDDI との価格交渉の経緯についての報告が行われ、これについての質疑応答が行われたこと、⑤森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する対象者の意思決定過程その他の事項についての説明等が行われ、これらについての質疑応答が行われたこと、⑥上記のほか、本取引に係る関連資料等が提出されたことなどにより、本取引に関する情報収集等が行われているとのことです。
第三者委員会は、これらを踏まえ、本件委嘱事項についての協議及び検討を行った結果、平成 24 年 10 月 23 日、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対し、(a)本公開買付けについて、対象者取締役会が賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主及び新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である、(b)対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同及び応募推奨の意見を表明すること並びに本公開買付け後に対象者の発行済株式の全てを公開買付者ら等が取得するための手続の実施の決定を行うことは、対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申を行い、同日付で対象者取締役会に答申書を提出したとのことです。

なお、対象者は、第三者委員会の各委員はいずれも専門的知見を有し、尚且つ対象者、住友商事及び KDDI のいずれからも独立性の高い者であり、対象者は、第三者委員会の各委員は本取引に関し対象者の一般株主との利益相反は存しないと判断しているとのことです。

③ 対象者における公開買付者らから独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、対象者及び

公開買付者ら等から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年10月23日付で本株式価値算定書を取得しております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価分析	:	１株当たり株式価値 78,961円～82,700円
類似企業比較分析	:	１株当たり株式価値 61,125円～89,420円
DCF分析	:	１株当たり株式価値 97,473円～123,014円

市場株価分析では、対象者の株式に対する買付け等に関する憶測報道があった平成24年10月20日の直前取引日である平成24年10月19日を基準日として、ＪＡＳＤＡＱ市場における対象者普通株式の基準日の終値（82,700円）、直近１ヶ月の終値平均（79,824円）、直近３ヶ月の終値平均（78,961円）及び直近６ヶ月の終値平均（81,028円）を基に、対象者普通株式１株当たりの価値の範囲を78,961円から82,700円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者普通株式１株当たりの価値の範囲を61,125円から89,420円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、対象者の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの価値の範囲を97,473円から123,014円までと分析しております。なお、DCF法による分析において前提とした事業計画及び財務予測は、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本取引に際して適用される本公開買付価格が、対象者の株主（公開買付者ら等及びそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（本フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。なお、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得しておりませんが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けているとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

（注）対象者によれば、上記③に関連して、対象者の依頼を受けて本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン（以下併せて「対象者算定書等」といいます。）の作成並びに提出を行った三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けているとのことです。その詳細は、以下の記載をご参照ください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者算定書等の提出並びに意見書に記載された意見の表明及びその基礎となる対象者の普通株式の株式価値の分析・算定に際し、対象者から提供を受け又は対象者と協議した情報、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が検討の対象とした又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また対象者の普通株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、対象者とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、対象者の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の対象者算定書等及び分析は、対象者の取締役会の参

考のためのみに提出されたものであり、対象者の取締役会が本取引の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、対象者の株主に対して、本公開買付けに関して応募すべきか否かについて何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の対象者算定書等及び分析は、対象者算定書等の日付当日の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

本取引に関し、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、対象者からその相当部分について本取引の完了を条件とする手数料を受領いたします。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券又はその関係会社は、平成 24 年 10 月 23 日から遡って２年以内に、対象者、住友商事及び KDDI 並びにこれらの関係会社に対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしての及びファイナンスについての役務を提供しており、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券又はその関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、将来において対象者、住友商事及び公開買付者ら並びにそれらの関係会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

④　対象者における公開買付者らから独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、公開買付者ら等から独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する手続の適法性、対象者取締役会の意思決定の方法及び意思決定過程の公正性についての助言を受け、住友商事及び KDDI が提案した本取引を対象者が受けいれるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

⑤　利害関係を有しない対象者の取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、住友商事及び KDDI からの本取引に関する説明、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成 24 年 10 月 24 日開催の対象者取締役会において、大澤善雄氏、両角寛文氏、髙橋誠氏、御子神大介氏、森修一氏及び大山俊介氏を除く出席取締役５名のうち、以下のとおり決議につきより公正性を保つ観点から棄権した山添亮介氏及び取締役中井芳紀氏を除く出席取締役全員一致により、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが、公開買付けに関するプレスリリース記載の内容で開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、当該取締役会では、出席した常勤監査役藤本邦雄氏及び監査役山口勝之氏の監査役２名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役 11 名のうち、住友商事又は KDDI の代表者を兼務する大澤善雄氏、両角寛文氏及び髙橋誠氏の３名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有するものとして、本日開催された取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されていないとのことです。また、いずれも、対象者の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及び KDDI との協議・交渉に参加していないとのことです。現在住友商事の役職員を兼務する取締役御子神大介氏並びに

比較的最近まで住友商事又は KDDI の役職員であった代表取締役社長森修一氏及び代表取締役副社長大山俊介氏についても、利益相反のおそれがあることから、本日開催された取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、いずれも、対象者の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及び KDDI との協議・交渉に参加していないとのことです。

他の取締役５名のうち、比較的最近まで住友商事又は KDDI の役職員であった取締役山添亮介氏及び取締役中井芳紀氏については、取締役会の定足数を確実に充足する観点から、本日の取締役会を含む本取引に関する取締役会に出席しておりますが、決議につきより公正性を保つ観点から、本取引に関する取締役会において一切発言せず、決議においては棄権しているほか取締役会への出席を除き、対象者の立場において本取引の検討、本取引に関する住友商事及び KDDI との協議・交渉に参加していないとのことです。

また、対象者の監査役４名のうち、住友商事又は KDDI の役職員を兼務する澁谷年史氏及び髙木憲一郎氏は、決議につきより公平性、中立性を保つ観点から、本日開催された取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、本取引に係る取締役会に出席していないとのことです。なお、監査役山口勝之氏は、本取引における KDDI の法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所の所属弁護士ですが、山口氏によれば、西村あさひ法律事務所で本件を担当する弁護士との間で情報隔離措置を講じているとのことです。

（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

住友商事及び KDDI は、上記「（１）本公開買付けの概要」及び「（２）本公開買付けの背景、目的及び本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」に記載のとおり、対象者の非上場化及び対象者に対する住友商事及び KDDI の議決権保有比率をそれぞれ 50%ずつとすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けに応募された株券等の数にかかわらず、以下に述べる方法により、住友商事、KDDI 及びＮＪ、又は住友商事及び KDDI が、対象者の発行済株式（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。具体的には、本公開買付けの決済が完了した後、対象者の株主を住友商事、KDDI 及びＮＪのみ、又は住友商事及び KDDI のみとするために、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社である対象者において、①対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと等を内容とする定款の一部変更を行うこと、及び②対象者が全部取得条項の付された対象者の普通株式の全部（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付すること、並びに、上記①及び②を付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記①及び②を上程すること、及び上記①の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会を開催し、上記①を上程することを対象者に要請する予定です。なお、住友商事及び KDDI は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることになりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が１株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、住友商事、KDDI 及びＮＪ、又は住友商事及び KDDI が対象者の発行済株式（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（住友商事、KDDI 及びＮＪ、又は住友商事及び KDDI を除きます。）に対し交付しなければな

らない対象者の株式の数が１株に満たない端数となるような数の種類株式のみを発行するよう決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記②の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、１株当たりの取得価格は最終的には裁判所が判断することになります。上記のほか、上記①の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記②の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第 117 条第２項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに対象者の別個の種類の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、並びに本公開買付け後の公開買付者ら等による対象者の株式の保有状況及び公開買付者ら等以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等により、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、上記方法を変更する場合でも、対象者の各株主に最終的に交付されることになる金銭等については、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格を基準として算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、本公開買付けの決済の完了後４ヶ月以内を目処に実施予定です。）等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者ら等は、上記各手続の実施後に、本件合併により、対象者を存続会社、ＮＪを消滅会社とする合併を実施することを予定しており、上記各手続の実施後において、ＮＪが対象者の株主として残る場合であっても、本件合併の結果、対象者に対する住友商事及び KDDI の直接の議決権保有比率が、それぞれ 50%ずつとなる予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭等の受領、又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

（６）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本日現在、ＪＡＳＤＡＱ市場に上場されております。しかしながら、公開買付者らは本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、ＪＡＳＤＡＱ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「(５)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者ら等は、適用法令に従い、対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式はＪＡＳＤＡＱ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をＪＡＳＤＡＱ市場において取引することはできません。

また、上記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われない予定です。

（７）公開買付者らと対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者らと対象者の株主との間において、本公開買付けへの応募に係る重要な合意はありません。なお、

住友商事はその保有する対象者の普通株式について、本公開買付けへの応募は行わない予定です。

２．買付け等の概要

（1）対象者の概要

① 名称	株式会社ジュピターテレコム
② 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号丸の内トラストタワーN館
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　森　修一
④ 事業内容	ケーブルテレビ局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送及び電気通信事業、ケーブルテレビ局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括等
⑤ 資本金	117,550 百万円（平成 24 年６月 30 日現在）
⑥ 設立年月日	平成７年１月 18 日
⑦ 大株主及び持株比率 （平成 24 年６月 30 日現在）	住友商事株式会社　39.98% ＫＤＤＩ株式会社　30.71% THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A.　3.45% LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部） みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700117　2.20% 資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）　1.99% UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT　1.17% （常任代理人 シティバンク銀行株式会社） NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY　0.91% （常任代理人 香港上海銀行東京支店） JP MORGAN CHASE BANK 385174　0.78% （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部） MORGAN STANLEY & CO, LLC　0.75% （常任代理人 モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社） 全国共済農業協同組合連合会　0.70% （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

⑧ 公開買付者らと対象者の関係

資本関係	KDDI は、対象者の発行済普通株式総数（平成 24 年６月 30 日現在：6,947,813 株）の 30.71%（2,133,797 株）を保有しております。
人的関係	KDDI は、対象者に対して、KDDI の役職員である両角寛文、高橋誠の２名を非常勤取締役として、高木憲一郎を社外監査役としてそれぞれ派遣しております。また、KDDI は、対象者に対して、従業員の出向を行っています。
取引関係	KDDI は、対象者に対し、対象者がそのお客様に固定電話サービスを提供するために必要となる役務(電話交換機能、相互接続等)を卸電気通信役務として提供しています。また、KDDI は、対象者のお客様がインターネット接続をするために必要な上位回線を、対象者に対して提供しています。
関連当事者への該当状況	対象者はKDDI の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。

（注１）ＮＪは、本日現在設立されておりませんので、上記⑧「公開買付者らと対象者の関係」においては、ＮＪとの関係は記載しておりません。

（注２）ＮＪに 50%出資する予定の住友商事と対象者の主要な関係は以下のとおりです。

・住友商事は、対象者の発行済普通株式総数（平成 24 年６月 30 日現在：6,947,813 株）の 39.98%（2,777,912 株）を保有しております。
・住友商事は、対象者に対して、住友商事の役職員である大澤善雄、御子神大介の２名を非常勤取締役として、澁谷年史を社外監査役としてそれぞれ派遣しております。また、住友商事は、対象者に対して、従業員の出向を行っています。
・住友商事は、対象者より、従業員出向に係る戻入金等を受領しております。
・対象者は住友商事の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。

（２）日程等

本公開買付けは、国内外の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えた後、実務上可能な限り速やかに実施する予定であり、本日現在、公開買付者らは平成 25 年２月上旬ころまでには本公開買付けを開始し、平成 25 年３月末までには決済を完了することを目指しております。なお、国内外の競争法当局における手続には一定の時間がかかることが予想されますが、本日現在、当該手続に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、進捗状況につきましては、遅くとも平成 25 年２月上旬を目処にお知らせする予定です。
本公開買付けの公開買付期間は、原則として 30 営業日とする予定です。

（３）買付け等の価格
普通株式１株につき、　110,000 円
新株予約権１個につき、109,999 円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

(ｱ)　普通株式

(i)　住友商事による算定の基礎

住友商事は、住友商事及び KDDI が同数の議決権を保有することになるＮＪを通して、本公開買付け及び本非公開化取引により対象者の議決権の半数を保有することとなります。そのため、住友商事は、本公開買付価格である対象者の普通株式１株当たり金 110,000 円について、住友商事、対象者及び KDDI から独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスが行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、KDDI 及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、決定いたしました。

すなわち、住友商事は、まず、平成 24 年 10 月初旬から 10 月下旬にかけて、対象者の経営陣が住友商事に提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画及び財務予測（以下「本件財務予測」といいます。）を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性や潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、上述の GS 算定書を作成するにあたり、対象者の普通株式に対して、市場株価平均法、類似会社比較法、及び DCF 法による分析を含む、財務分析を行いました。類似会社比較法、及び DCF 法は、住友商事がゴールドマン・サックスが使用することについて了承した、本件財務予測及び公開情

報に基づいております。GS 算定書は、住友商事の取締役会が本公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのために作成されました。ゴールドマン・サックスは、住友商事又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることとも推奨しておりません。

平成 24 年 10 月 24 日にゴールドマン・サックスによって住友商事取締役会に対して提示された財務分析及びGS算定書には、以下の対象者の普通株式の１株当たりの価値の財務分析レンジが示されました。

１．市場株価平均法：78,991 円～81,054 円

公開情報に基づき行われた市場株価平均法では、平成 24 年 10 月 17 日を基準日として、対象者株式の基準日終値、直近１ヶ月間の終値平均値、直近３ヶ月間の終値平均値及び直近６ヶ月間の終値平均値に基づいております。

２．類似会社比較法：82,726 円～121,084 円

類似会社比較法では、平成 24 年 10 月 17 日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の 2012 年度の予測 EBITDA 倍率を、住友商事が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測に適用して株式価値を算出しております。

３．DCF 法：99,127 円～179,962 円

DCF 法では、住友商事が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測に基づき分析しております。対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出しております。なお、DCF 法による分析において前提とした本件財務予測は、大幅な増減益を見込んでおりません。

ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではありません。ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書は必然的に、平成24年10月17日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析及び GS 算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、住友商事の同意の下、本件財務予測が、平成24年10月17 日時点での住友商事の経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析及び GS 算定書の作成において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成 24 年 10 月 17 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。前提条件、手続、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記「②算定の経緯」の（注）をご参照ください。なお、ゴールドマン・サックスは住友商事、対象者及び KDDI の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本件株主間契約に従い、ＮＪは本新株予約権に係る公開買付けを行う予定ですが、本新株予約権の買付価格はゴールドマン・サックスが行った対象者の株式価値の財務分析及びGS算定書の対象には含まれておりません。

その上で、住友商事は、ゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、KDDI 及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、平成 24

年10月24日開催の住友商事取締役会において、本公開買付価格を普通株式１株当たり金110,000円とすることに決定いたしました。

（ii） KDDIによる算定の基礎

KDDIは、 本公開買付価格である対象者の普通株式１株当たり110,000円について、KDDI、対象者及び住友商事から独立した第三者算定機関であり、KDDI の財務アドバイザーでもあるＪ．Ｐ.モルガンが行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し、及び過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また住友商事及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、決定いたしました。また、KDDIは、Ｊ．Ｐ.モルガンから、一定の前提条件の下、本公開買付価格がKDDIにとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオンを取得しています。

なお、Ｊ．Ｐ.モルガンは、KDDI、対象者及び住友商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、本件株主間契約に従い、ＮＪは本新株予約権に係る公開買付けを行う予定ですが、本新株予約権の買付価格の公正性はＪ．Ｐ.モルガンのフェアネス・オピニオンの対象には含まれておりません。

KDDIは、まず、平成24年10月初旬から10月下旬にかけて、対象者の経営陣がKDDIに提示した情報に基づき、対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画及び財務予測を作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性や潜在的な利益の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

Ｊ．Ｐ.モルガンは、上述の JPM 算定書を作成するにあたり、対象者の普通株式に対して、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による分析を含む、財務分析を行いました。類似会社比較法及びDCF法は、KDDI がＪ．Ｐ.モルガンが使用することについて了承した、事業計画及び財務予測、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素等に基づいております。JPM算定書は、KDDIの取締役会が本公開買付けを検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのために作成されました。Ｊ．Ｐ.モルガンは、KDDI又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても推奨しておりません。

平成24年10月23日にＪ．Ｐ.モルガンによりKDDI取締役会に対して提示された財務分析及びJPM算定書には、以下の対象者の普通株式の１株当たりの価値の財務分析レンジが示されました。

(a)市場株価平均法：78,961円～82,700円

公開情報に基づき行われた市場株価平均法では、平成24年10月19日を基準日として、対象者株式の基準日終値、直近１ヶ月間の終値平均値、直近３ヶ月間の終値平均値、及び直近６ヶ月間の終値平均値に基づいております。

(b)類似会社比較法：70,381円～107,282円

類似会社比較法では、平成24年10月19日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性、及び収益性等を示す財務指標との比較を通じて株式価値を算出しております。

(c) DCF 法：95,724 円～129,305 円

DCF 法では、KDDI が、Ｊ．Ｐ．モルガンが使用することについて了承した事業計画及び財務予測、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素等に基づき分析しております。対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出しております。なお、DCF 法による分析において前提とした事業計画及び財務予測は、大幅な増減益を見込んでおりません。

KDDI は、財務アドバイザーであるＪ．Ｐ．モルガンが実施した各手法による対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し、及び過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また住友商事及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、平成 24 年 10 月 24 日開催の KDDI 取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 110,000 円とすることに決定いたしました。

(iii) プレミアム

本公開買付けに関する平成 24 年 10 月 20 日の一部報道に伴い、本公開買付けの実施を実質的に織り込む内容で対象者の株価が上昇したと考えられますが、本公開買付価格である対象者の普通株式１株当たり 110,000 円は、かかる報道による影響を受ける直前の営業日である平成 24 年 10 月 19 日の対象者株式のＪＡＳＤＡＱ市場における普通取引終値の 82,700 円に対して約 33.0%（小数点以下第二位を四捨五入、以下同じ）、平成 24 年 10 月 19 日から遡る過去１ヶ月間（平成 24 年９月 20 日から平成 24 年 10 月 19 日まで）の普通取引終値の単純平均値 79,824 円に対して約 37.8%、同過去３ヶ月間（平成 24 年７月 20 日から平成 24 年 10 月 19 日まで）の普通取引終値の単純平均値 78,961 円に対して約 39.3%、同過去６ヶ月間（平成 24 年４月 20 日から平成 24 年 10 月 19 日まで）の普通取引終値の単純平均値 81,028 円に対して約 35.8%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格は、住友商事及び KDDI が本公開買付価格を決定した前営業日である平成 24 年 10 月 23 日の対象者株式のＪＡＳＤＡＱ市場における普通取引終値の 112,700 円に対して約 2.4%のディスカウントをした金額となります。

(ｲ) 本新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、監査役、及び執行役員（以下「役員」といいます。）に対してストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権のいずれについても、本日現在において既に行使期間が開始しており、当該役員が退任した後又は退任する前に各発行要項に定められた一定の日が経過した後に行使可能とされています。そこで、住友商事及び KDDI は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である 110,000 円と本新株予約権の対象者の普通株式１株当たりの行使価額１円との差額である 109,999 円と決定いたしました。

② 算定の経緯

(i) 本公開買付価格の決定に至る経緯

住友商事は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果（詳細は上記「① 算定の基礎」をご参照下さい。）を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを勘案し、過去の発行者以外の者による株

券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、KDDI 及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、平成 24 年 10 月 24 日開催の住友商事取締役会において、本公開買付価格を普通株式１株当たり金 110,000 円とすることに決定いたしました。

（注）平成 24 年 10 月 17 日を基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから受領している当該分析を行うにあたっての前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（以下「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は、さまざまな個人及び法人顧客のために、商業及び投資銀行業務、財務助言サービス、マーケット・メイキング及び取引、リサーチ及び投資マネージメント（公的及び私的な投資を含む）プリンシパル・インベストメント、ファイナンシャル・プラニング、収益に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ、及びそれらが独自及び第三者と同時投資するファンド又はその他の事業体は、第三者、住友商事、KDDI、ＮＪ、対象者及びそのいずれかの関連会社の株式、デリバティブ、銀行ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、及びその他の金融商品、若しくは本件株主間契約に企図された、本公開買付け及び本非公開化取引を含む取引（以下「本件取引」といいます。）に関連しうるいずれかの通貨及び商品につき、常に自己又は顧客の勘定で買収、売却、ホールド、又は議決権行使及びロング又はショートのポジションを持ちまた投資し、積極的に取引し又は取引をさせることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し住友商事の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領することを想定している他（その報酬の主要な部分は本公開買付けの完了を条件としています。）、住友商事及びその関連会社は、ゴールドマン・サックスに対して、ゴールドマン・サックスの経費を支払い、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、平成 24 年 1 月に行われた国内公募による第 44 回無担保社債（平成 34 年 1 月償還）の発行（150 億円）など、住友商事及びその関連会社に対して、随時投資銀行業務サービスを提供しており、また、現在も提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来住友商事、KDDI、ＮＪ及び対象者並びにそれらの関係会社に対して投資銀行業務サービスを提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、及び GS 算定書を作成するにあたり、特に本件株主間契約、対象者の平成 23 年 12 月 31 日に終了した事業年度に至る過去５事業年度の有価証券報告書、対象者の平成 24 年３月 31 日に終了した四半期にかかる第１四半期報告書、対象者の平成 24 年６月 30 日に終了した四半期にかかる第２四半期報告書、その他の対象者による株主に対する又は一般に開示した一定のコミュニケーションの記録、対象者に対する公開されている証券会社レポート、住友商事が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測について検討させて頂きました。また、ゴールドマン・サックスは、住友商事及び対象者の経営陣から対象者及びその関係会社の過去及び現在の事業、財務状況及び将来の見通しへの評価について話しを聞いたほか、住友商事の経営陣から本件取引の戦略的意義について話しを聞きました。上記に加え、ゴールドマン・サックスは、対象者株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場に係る一定の情報を、一定の他の公開会社の類似した情報と比較し、またゴールドマン・サックスが適切と思料したその他の調査と分析を実施し、その他の要因の検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、又は GS 算定書を作成する目的のため、住友商事の

同意の下、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し又は検討した全ての財務、法務、規制、税務、会計、その他の情報の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれに依拠し、これを前提としており、かかる情報に関していかなる責任を負うものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、住友商事の同意の下、本件財務予測が、現時点での住友商事の経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。さらに、ゴールドマン・サックスは、住友商事、KDDI、ＮＪ、対象者又はそれらの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。また、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの分析に大きな影響を与えるような、本件取引を完了するために必要な全ての政府、規制機関その他の許認可が、住友商事、KDDI、ＮＪ、又は対象者若しくは本公開買付けによって得られるであろう便益にとって意味がある負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引が、本件株主間契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

また、ゴールドマン・サックスによる財務分析、及びGS算定書は、本件取引を行うに際しての住友商事の経営上の意思決定や住友商事がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を示すものでもなく、いかなる法務、規制上、税務又は会計事項についての見解を示すものでもありません。また、本件株主間契約、若しくは本件取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本件株主間契約において企図されている、若しくは、本件取引に関連して締結若しくは、修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（住友商事の本件取引の完了後の義務、住友商事の各有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本件取引又は本件株主間契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）、本件取引に関連して、住友商事、KDDI、及び対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本件株主間契約に基づいて行われる本公開買付け又はその他の取引において支払われる公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは、見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者若しくは住友商事の普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切見解を示すものではありません。また、本件取引により企図される取引が、住友商事、KDDI、ＮＪ、ないし対象者の支払能力又はその存続能力、若しくは住友商事、KDDI、ＮＪ、又は対象者がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についての見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスの分析及びGS算定書は、平成24年10月17日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスが取得可能な情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの本公開買付けに係るアドバイザリー･サービスと分析は、住友商事の取締役会が本公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのために行われるものです。ゴールドマン・サックスは、住友商事若しくはその取締役会に対し特定の買付価格について推奨したものではなく、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについて推奨したものでもありません。また、ゴールドマン・サックスの分析は、住友商事がＮＪを通して本公開買付けを実施するべきか否かに関して推奨を行うものではありません。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書について、その一部分の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その分析及びGS算定書を全体として考慮することなく一部分の分析結果又は本プレスリリースにおける如何なる要約等を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではありません。

KDDIは、財務アドバイザーであるＪ．Ｐ.モルガンが実施した各手法による対象者の株式価値の財務分析

結果（詳細は上記「①　算定の基礎」をご参照下さい。）を参考にしつつ、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し、及び過去の発行者以外の者による株券の公開買付けにおいて公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また住友商事及び対象者との協議や交渉を踏まえた上、平成 24 年 10 月 24 日開催の KDDI 取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 110,000 円とすることに決定いたしました。

また、前述のとおり、KDDI は、Ｊ．Ｐ．モルガンから、一定の前提条件の下、本公開買付価格が KDDI にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオンを取得しています。なお、Ｊ．Ｐ．モルガンは、KDDI、対象者及び住友商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、本件株主間契約に従い、ＮＪは本新株予約権に係る公開買付けを行う予定ですが、本新株予約権の買付価格の公正性はＪ．Ｐ．モルガンのフェアネス・オピニオンの対象には含まれておりません。

（注）Ｊ．Ｐ．モルガンによるフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式価値の算定の前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

Ｊ．Ｐ．モルガンは、フェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、KDDI 若しくは対象者から提供を受けた情報、又は KDDI 若しくは対象者と協議した情報及びＪ．Ｐ．モルガンが検討の対象とした、又はＪ．Ｐ．モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確且つ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおりません（また独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません）。Ｊ．Ｐ．モルガンは、KDDI 又は対象者のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、さらに、Ｊ．Ｐ．モルガンは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での KDDI 又は対象者の信用力についての評価も行っておりません。Ｊ．Ｐ．モルガンは、KDDI 及び対象者から提出された財務分析や予測（シナジー効果を含む）に依拠するにあたっては、それらが当該分析又は予測に関連する KDDI 及び対象者の将来の業績や財務状況に関する KDDI 及び対象者の経営陣による現時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。Ｊ．Ｐ．モルガンは、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含む）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。Ｊ．Ｐ．モルガンはまた、本公開買付け及び本件株主間契約により企図される他の取引が、KDDI から提供を受けた資料にて説明された税務効果があること、本件株主間契約に規定されたとおりに実行されること、及び本件株主間契約の最終版がＪ．Ｐ．モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。Ｊ．Ｐ．モルガンは、本件株主間契約及びこれに関連する契約において KDDI 及び住友商事が行った表明と保証が、Ｊ．Ｐ．モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実且つ正確であること、並びに KDDI が本件株主間契約又はこれに関連する契約に規定された、Ｊ．Ｐ．モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。Ｊ．Ｐ．モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点については KDDI のアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、Ｊ．Ｐ．モルガンは、本公開買付けの実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、KDDI、対象者又は本公開買付けの実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

Ｊ．Ｐ．モルガンのフェアネス・オピニオンは、必然的に、その作成日現在でＪ．Ｐ．モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。フェアネス・オピニオンが提出された後の事象により、フェアネス・オピニオンに記載された意見の内容は影響を受けることがありますが、Ｊ．Ｐ．モルガンはその意見を修正、変更又は再確認する義務は負いません。フェアネス・オピニオンは、本公開買付けにおいて KDDI 及びＮＪが支払う本公開買付価格が KDDI にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、本公開買付けを実行するという KDDI の決定の是非

について意見を述べるものではありません。さらに、Ｊ．Ｐ．モルガンは、本公開買付けのいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても本公開買付けにおいて KDDI が支払う報酬等の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬等が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

Ｊ．Ｐ．モルガンは本公開買付けに関する KDDI の財務アドバイザーであり、かかる財務アドバイザーとしての業務の対価として KDDI から報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本公開買付けが実行された場合にのみ発生します。さらに、KDDI は、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてＪ．Ｐ．モルガンを補償することに同意しております。フェアネス・オピニオンが提出された日付までの２年間において、Ｊ．Ｐ．モルガン及びその関係会社は、KDDI 又は対象者のために重要な財務アドバイザリー業務、商業銀行業務又は投資銀行業務を行ったことはありません。なお、同期間において、Ｊ．Ｐ．モルガン及びその関係会社は住友商事のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行い、Ｊ．Ｐ．モルガン及びその関係会社は報酬を受領しました。また、Ｊ．Ｐ．モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、KDDI、対象者又は住友商事が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、Ｊ．Ｐ．モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

(ii)　買付価格の公正性を担保するための措置

住友商事及びKDDIは、平成24年10月24日現在、合計して対象者の普通株式に係る総議決権の過半数を保有しており、また、上述のとおり、対象者の取締役の一部は住友商事及び KDDI と一定の利害関係を有しています。このような状況を踏まえ、住友商事及び KDDI 並びに対象者は、本公開買付けにおける対象者の普通株式及び本新株予約権の買付価格の公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、「１．買付け等の目的等」の「（４）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しました。詳細は、「１．買付け等の目的等」の「（４）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③　算定機関との関係

住友商事の依頼に基づき対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスは住友商事、対象者及びKDDIの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

KDDI の財務アドバイザーであるＪ．Ｐ．モルガンは、KDDI、対象者及び住友商事の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,964,002株	－株	－株

（注１）本公開買付けでは、公開買付者らは、買付予定数の上限及び下限を設定いたしませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。そのため、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成24年８月７日に提出した第19期第２四半期報告書（以下「対象者第19期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年６月30日現在の発行済普通株式総数（6,947,813株）に、平成24年６月30日時点において残存する対象者の全ての新株予約権（本新株予約権の他、便宜上平成24年８月23日に行使期間が満了している新株予約権を含めています。以下（６）（注４）において同じです。）の行使により発行される可能性のある対象者普通株式の最大数（11,274株）（対象者からの情報によります。）を加え、

対象者第19期第２四半期報告書に記載された対象者が保有する平成24年６月30日現在の自己株式数（83,376株）、公開買付者であるKDDIが所有する本日現在の対象者の普通株式数（2,133,797株）及び本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本日現在の対象者の普通株式数（2,777,912株）を控除した株式数（1,964,002株）になります。このように、上記の買付予定数は、平成24年６月30日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、本公開買付けにおける実際の買付予定数が上記の数字と異なることとなる可能性があります。

（注２）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注３）本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等のうち、（１）（i）644,115株に満つるまでの数の普通株式については、全てKDDIが買付け等を行い、（ii）644,115株を超える分の普通株式については、全てＮＪが買付け等を行い、（２）本新株予約権については、全てＮＪが買付け等を行うものとします。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	2,133,797 個	（買付け等前における株券等所有割合 31.08%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,777,912 個	（買付け等前における株券等所有割合 40.47%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,964,002 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	6,864,437 個	

（注１）「買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数」には、本日現在KDDIが所有する株券等に係る議決権の数を記載しており、その「買付け等前における株券等所有割合」は、対象者第19期第２四半期報告書に記載された平成24年６月30日現在の総株主の議決権の数（6,864,437個）を分母として計算しております。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、公開買付者であるKDDIが所有する株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。注３においても同じです。）のうち、本日現在住友商事が所有する株券等に係る議決権の数のみ暫定的に記載しており、その「買付け等前における株券等所有割合」は、対象者第19期第２四半期報告書に記載された平成24年６月30日現在の総株主の議決権の数（6,864,437個）を分母として計算しております。住友商事以外の特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を含めた「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等前における株券等所有割合」については、本公開買付けの開始までに調査の上開示する予定です。

（注３）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、上記「（５）買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（1,964,002 株）に係る議決権の数（1,964,002 個）を記載しております。また、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、住友商事以外の各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数が含まれております。なお、住友商事はその保有する対象者の普通株式について、本公開買付けへの応募は行わない予定です。

（注４）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第19期第２四半期報告書に記載された平成24年６月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第19期第２四半期報告書に記載された平成24年６月30日現在の発行済普通株式総数（6,947,813株）から対象者第19期第２四半期報告書に記載された対象者が保有する平成24年６月30日現在の自己株式数（83,376株）を控除した株式数（6,864,437株）に係る議決権の数（6,864,437個）に、平成24年６月30日時点において残存する対象者の全ての新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式の最大数（11,274株）（対象者からの情報によります。）に係る議決権の数（11,274個）を加えた6,875,711個を分母として計算しております。

（注５）「買付け等前における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７）買付代金（予定）　KDDI　70,853 百万円
ＮＪ　145,188 百万円

（８）その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日、公開買付代理人その他買付け等の条件及び方法については、決まり次第お知らせいたします。

なお、公開買付者らは、本公開買付けが、適用される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーションＳに規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「１．買付け等の目的等」の「（２）本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」、「（３）住友商事と KDDI との間の対象者の共同経営に関する合意について」、「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「（６）上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

４．その他

（１）公開買付者らと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

但し、対象者によれば、本公開買付けは、上記「１．（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本日現在、平成 25 年２月上旬ころまでに開始することが目指されていることから、上記対象者取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、上記「１．（４）②対象者における独立した第三者委員会の設置」のとおり対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成 24 年 10 月 23 日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び、かかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

上記対象者取締役会決議は、上記「１．（４）⑤　利害関係を有しない対象者の取締役全員の承認及び監査役全員の同意」記載の方法により決議されているとのことです。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。本公開買付け開始時において該当事項があれば、本公開買付け開始時までにお知らせいたします。

以　上

［添付資料］

【ストラクチャー図】（①から③までの対象者についての％はいずれも平成 24 年６月末時点の総株主の議決権総数に基づく割合）

① 現状

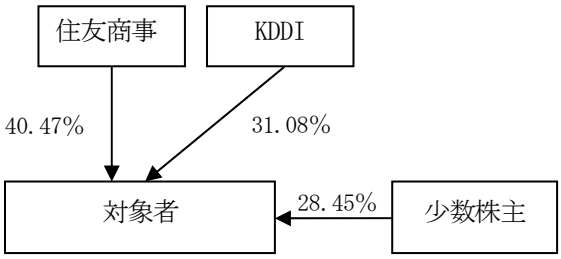

② ＮＪ設立から本公開買付けまで

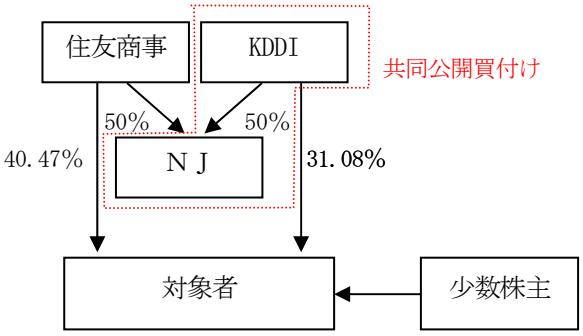

KDDI がＮＪを設立した後、ＮＪの発行済株式総数の半分を住友商事に譲渡し、住友商事と KDDI がＮＪを 50％ずつ保有。ＮＪにて必要資金を借入金により調達し、ＮＪと KDDI は共同公開買付けを実施。KDDI の保有株式数が住友商事と同一になるまで[1]は KDDI が、それを超える部分はＮＪが買い付ける。

③ 非公開化及び対象者のＮＪとの合併

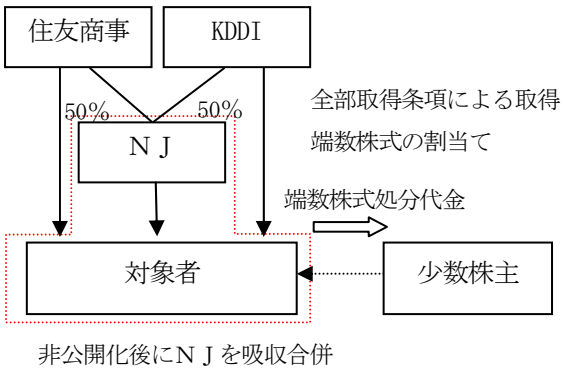

全部取得条項付種類株式を用いて非公開化を実施。その後、対象者がＮＪを吸収合併

④ 非公開化取引完了後

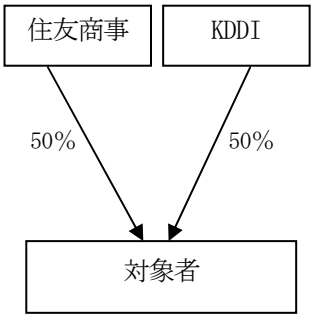

住友商事と KDDI が合併後の対象者株式を 50％ずつ保有

[1]応募株式数がかかる株式数未満の場合であっても、④の取引完了後は上記④と同じ保有関係になるように取引を行う。

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第３項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 24 年 10 月 24 日午後　東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者ら等は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27Ａ条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら等又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者ら等が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら等又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国】

公開買付者らは、本公開買付けが、適用される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。